

会社とオーナー経営者間で DES を実行した場合の税務

1. DES実行時の債務者・債権者の課税関係

オーナー経営者が、会社への貸付金(その会社にとっては借入金)をその会社に現物出資すると、その会社では当該借入金(負債)が消え、一方で資本金等として純資産が増加することになります。このような処理を「デット・エクイティ・スワップ(DES)」といいます。

(株)Xが、そのオーナー経営者である個人甲より1億円を借入れている場合に、甲と(株)Xの間でDESを実行したときの課税関係は、(1)と(2)の通りとなります。

(1) 債務者である法人の課税関係

(株)Xは貸付金という資産の給付を受けて増資を行うことになり、税務上は、甲から給付を受けた貸付金の時価相当額の資本金等の額が増加します。この場合、(株)Xは甲より自社あての貸付金(債権)を時価により取得しますが、甲への借入金(債務)もあるので、この貸付金は混同により消滅します。この貸付金については、(株)Xの財政状態から甲への返済能力に問題がないと認められ、金利等の条件も通常のものであれば、貸付金の券面額(=(株)Xの借入金の簿価)が「時価」といえるでしょう。この場合の(株)Xの税務処理は次の仕訳となり、借入金額が資本金等の額に振り替わるだけの結果となるので、法人税法上の益金・損金の額は生じません。

貸付金1億円 / 資本金等の額1億円

借入金1億円 / 貸付金 1億円*混同により消滅

これに対し、(株)Xが債務超過状態等で甲への返済能力に問題があり、回復の見込みもない状況でDESを行うと、甲の(株)Xに対する貸付金の時価(回収可能額)は券面額よりも少なくなります。この場合の(株)Xの税務処理は次の仕訳となり、貸付金を時価(5千万円と想定)で受入れ、時価で受入れた貸付金と借入金(券面額1億円)が混同により消滅するので、貸付金の受入価額と借入金の券面額との差額(5千万円)の「債務消滅益」、すなわち益金の額が生じる結果となります。

貸付金5千万円/資本金等の額5千万円

借入金 1億円/貸付金 5千万円*混同により消滅
/債務消滅益5千万円

この場合、債務者である会社において更生手続開始の決定等一定の要件を満たすときは、法人税法57条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)

に加えて同59条の適用があり、いわゆる期限切れ欠損金についても、その適用事業年度において損金の額に計上して、債務消滅益に対する課税を生じさせないことができます。

(2) 債権者であるオーナー経営者の課税関係

オーナー経営者の甲は、DESにより貸付金を時価で(株)Xに譲渡したことになりますが、(株)Xの財政状態や元本や金利の返済条件が通常のものであれば、貸付金の時価はその券面額(=甲の貸付金の取得費)となるので譲渡損益は発生しません。これに対し、(株)Xが債務超過状態等で甲への返済能力に問題があり回復の見込みもない状況でDESを行うと、甲の(株)Xに対する貸付金の時価は券面額よりも少なくなるので、通常は譲渡損が発生します。この譲渡損は甲の所得税の計算上、総合課税の譲渡所得の損失の金額とされ、損益通算の対象となります。

2. 相続税対策としてDESを実行する場合の注意点

債務超過であっても法的整理に至っていない会社に対し、オーナー経営者が金銭貸付をしている場合、その貸付金は券面額通りに評価のうえ、相続税が課税されます。その評価減を図ろうと事前にDESを行い、通常は評価額が下がる株式に転換しておく対策があります。このようなDESは、相続税法64条1項、すなわち「同族会社等の行為又は計算で、これを容認した場合に法人の株主やその親族等の相続税負担を不当に減少させる結果となると認められるときは、税務署長は、その認めるところにより相続税の課税価格を計算することができる。」に抵触するおそれがあります。

一般に債権者が貸付金につきDESに応じるのは、経営陣の交代、既存株主が無償減資に応じる、合理的な再建計画の実施等により、その投資価値の回復・増大が客観的に見込まれる場合です。DESの実行に相続税の節税以外の合理性・必要性が認められない場合、課税庁は相続税法64条1項を適用し、DESがなかったものとして相続税を計算することができます。安易なDESの実行は税トラブルの原因となるので要注意です。